

# 大分県市町村長申立マニュアル

---

平成 30 年 7 月

大分県

大分県成年後見制度推進連絡会議・市町村長申立マニュアル作業部会

本マニュアルは、県内市町村担当者等における市町村長申立の実施やその準備・協議に必要と思われる標準的な内容をまとめたものです。(必要に応じて随時更新)



# 目次

## 第1 成年後見制度の概要

<b>1 成年後見制度の概要</b>	<b>1</b>
（1）成年後見制度について	1
（2）成年後見制度の改正及び成年後見制度利用促進法の施行	1
（3）法定後見制度の概要	4
（4）任意後見制度の概要	7
（5）未成年後見制度の概要	7
（6）資格制限について	8
<b>2 成年後見人等の職務</b>	<b>9</b>
（1）成年後見人等の3つの職務	9
（2）成年後見人等ができない行為	10
（3）本人の死後の事務について	11
（4）成年後見人等の報酬について	11
（5）成年後見人等就任によるメリット	11

## 第2 市町村長申立ての実務

<b>1 市町村長申立てについて</b>	<b>13</b>
（1）市町村長申立ての根拠	13
（2）県内における市町村長申立等の状況	14
（3）整備すべき要綱について	15
<b>2 市町村長申立検討の手順</b>	<b>16</b>
（1）標準業務フローチャート	16
（2）標準業務フローチャートの説明	17
ア 相談及び相談受付	17
イ 課内協議	18
ウ 申立手続①（本人調査・親族調査）	19
エ 成年後見審判申立審査会	20
オ 申立手続②（申立書類の作成）	21
カ 申立て	21
キ 審判後手続	22
ク 後見人等報酬の助成	23

ケ 後見人等の報酬の交付手続	23
コ 後見終了（被後見人等（本人）の死亡に伴う事務）	24

### 第3 成年後見制度利用支援事業について

1 事業の趣旨	25
2 補助対象となる事業	25
（1）成年後見制度を利用する際の経費	25
（2）成年後見制度利用促進のための広報・啓発活動	26

### 第4 日常生活自立支援事業と成年後見制度について

1 日常生活自立支援事業の概要	27
2 日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係	27

### 資料編

#### ○参考様式・モデル要綱

【参考様式 1】戸籍調査について	33
【参考様式 2】親族調査に関する書類	34
【参考様式 3】後見開始等の審判申立費用に関する上申書	36
【参考様式 4】後見開始等審判請求に要した費用の求償	37
【参考様式 5】成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書	38
【参考様式 6】成年後見制度利用支援事業助成金交付決定（却下）通知書	39
【参考様式 7】公用無料交付申請書	40
【参考様式 8】成年後見制度利用スクリーニング表	41
【参考様式 9】本人面談にて確認する事項	46
【参考様式10】申立類型の判断基準について	47
【モデル要綱1】市（町村）長申立てに関するモデル要綱	48
【モデル要綱2】成年後見制度利用支援事業実施モデル要綱	50

#### ○登記されていないことの証明申請関係／東京法務局

・証明申請書	52
・交付申請に当たっての留意事項	53

#### ○成年後見制度における診断書作成の手引／最高裁判所事務総局家庭局

・診断書作成の手引	54
-----------	----

#### ○申立てに必要な書式／大分家庭裁判所（平成30年〇月現在）

・後見開始申立書	69
・診断書（成年後見用）	71
・成年後見制度の診断書，鑑定書を作成いただく医師の方へ	73

・ 申立事情説明書	74
・ 後見人等候補者事情説明書	79
・ 財産目録	82
・ 財産目録記載例	84
・ 収支状況報告書	86
・ 収支状況報告書記載例	88
・ 同意書	90
・ 親族の同意書について	91
・ 親族関係図	92
・ 親族関係図の書き方について	93
・ 遺産目録	94
・ 遺産目録記載例	96
<b>○ 関係法令施行通知等</b>	
・ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的 障害者福祉法の一部改正について（H12. 3. 30 通知）	98
・ 「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的 障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について（H17. 7. 29 通知）	101
・ 老人福祉法第 3 2 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の 請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関する Q & A について（H12. 7. 3 事務連絡）	104
・ 成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について（H20. 3. 28 事務連 絡・ H17. 7. 29 事務連絡改正）	110
・ 成年後見制度利用支援事業に関する照会について（H20. 10. 24 事務連絡）	112
<b>○ 本県関係</b>	
・ 大分県成年後見制度推進連絡会議 設置要綱・ 構成団体	114
・ 参考文献	115



# 第1 成年後見制度の概要

## 1 成年後見制度の概要

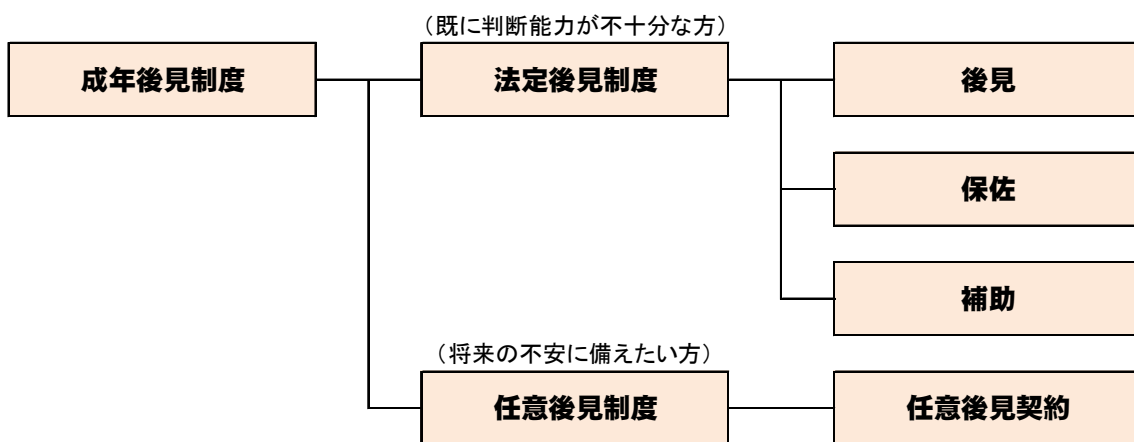
### (1) 成年後見制度について

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、日常生活に関する様々な行為を行う際や必要な契約の締結等において、自ら行うことができない場合など判断能力の低下にともない不利益を被る可能性があります。

そのような方々の権利を守るため、家庭裁判所が本人に対する援助者を選び、その援助者が本人のために活動することで、法律的に保護・支援する制度が「成年後見制度」です。

成年後見制度には、以下の類型があります。

(図1 成年後見制度の類型)



### (2) 成年後見制度の改正及び成年後見制度利用促進法の施行

#### ア 成年後見制度の改正

平成12年4月1日から施行された現行の成年後見制度は、それまでの民法上の禁治産・準禁治産制度（明治31年施行）を大幅に見直し、「自己決定の尊重」「ノーマライゼーション」「残存能力の活用」という新しい理念と、従来からの「本人保護」の理念を融合し、本人の状況に応じた柔軟で利用しやすい制度を目指しています。

主な変更点は次のとおりです。

#### (ア) 補助類型の追加

本人の多様な判断力や保護の必要性に応じた柔軟かつ弾力的な対応を可能とするため、「後見」（旧「禁治産」に該当）、「保佐」（旧「準禁治産」に該当）に加えて「補助」を新設。

#### (イ) 任意後見制度の創設

判断能力が十分あるうちに、後見人に代理権を与える任意後見契約を前もって締結できる制度を創設。

#### (ウ) 成年後見登記制度の新設

禁治産者・準禁治産者のように戸籍へ記載されることに対する抵抗感に配慮し、戸籍への記載から「成年後見登記制度」により東京法務局の登記ファイルへ記録することとしています。

#### (エ) 市町村長申立権の付与

本人の福祉を図るため特に必要があると認める場合、市町村長が法定後見開始の審判申立を行うことを可能としています。

### イ 成年後見制度の利用の促進に関する法律等の施行

平成28年5月13日に「成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）」の成立及び民法の一部を改正する法律等が施行され、高齢化社会における喫緊の課題に対し、社会全体で支え合う共生社会の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に推進していくこととされました。

#### (ア) 成年後見制度利用促進法（※図2）

本法律は、成年後見制度の利用の促進に向け、基本理念や基本方針等を定めるとともに、国・都道府県・市町村等の責務を定めています。

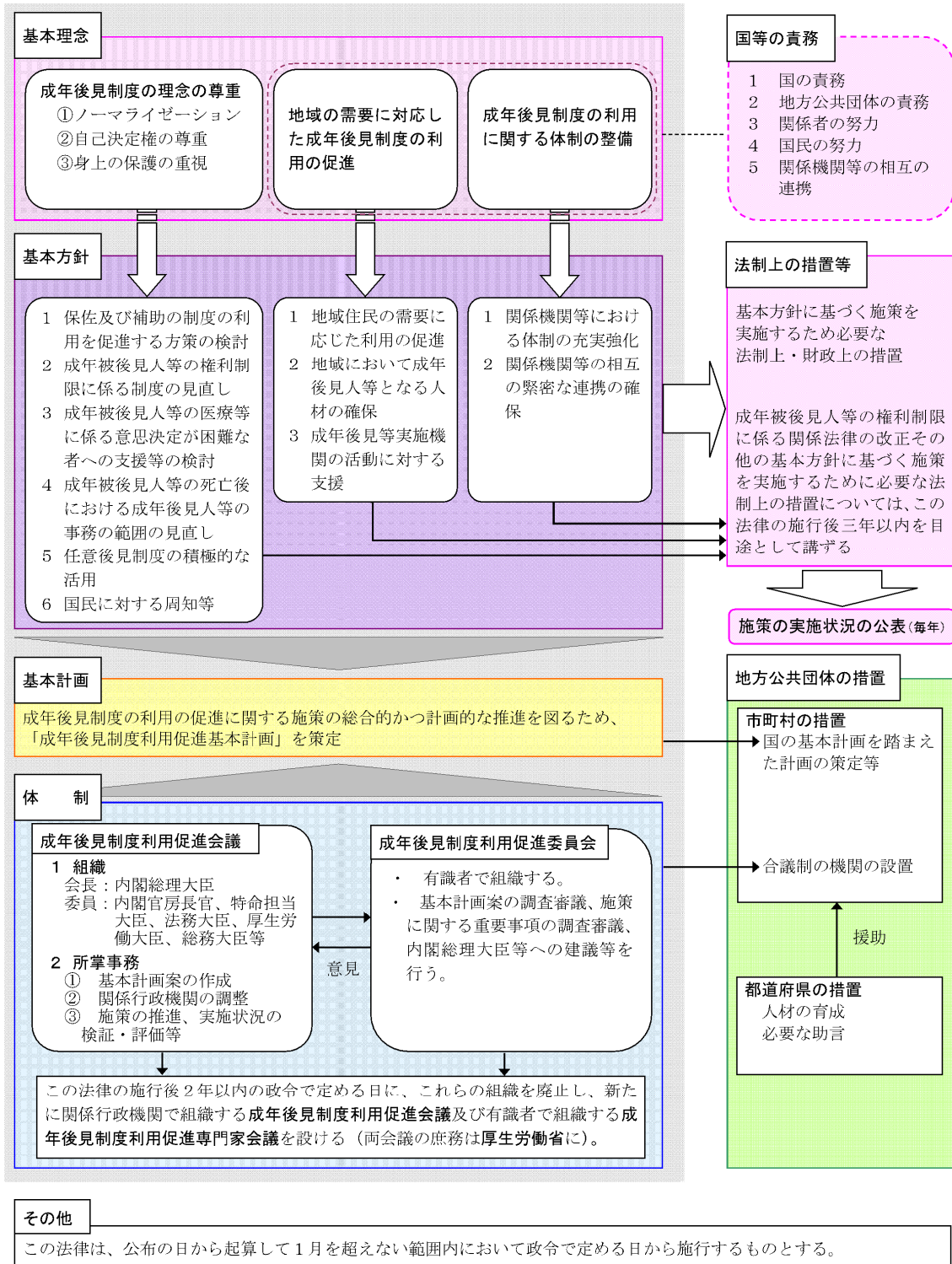
また、これまで成年後見制度で課題とされている「手術等の医的侵襲行為に対し被後見人が同意できない場合における後見人の権限拡充」や「後見人に対する家庭裁判所による監督の強化」等についても定めています。

#### (イ) 民法等の改正

成年後見制度利用促進法に併せ、民法等も一部改正され「後見人による被後見人宛ての郵便物受取り及び開封」や「被後見人の死亡後に可能となる財産の保全や火葬又は埋葬に関する契約の締結等、死後事務の範囲策定」が定められ、後見制度がより円滑に進むよう制度改正が行われています。



(図2 成年後見制度利用促進法のイメージ図／内閣府)



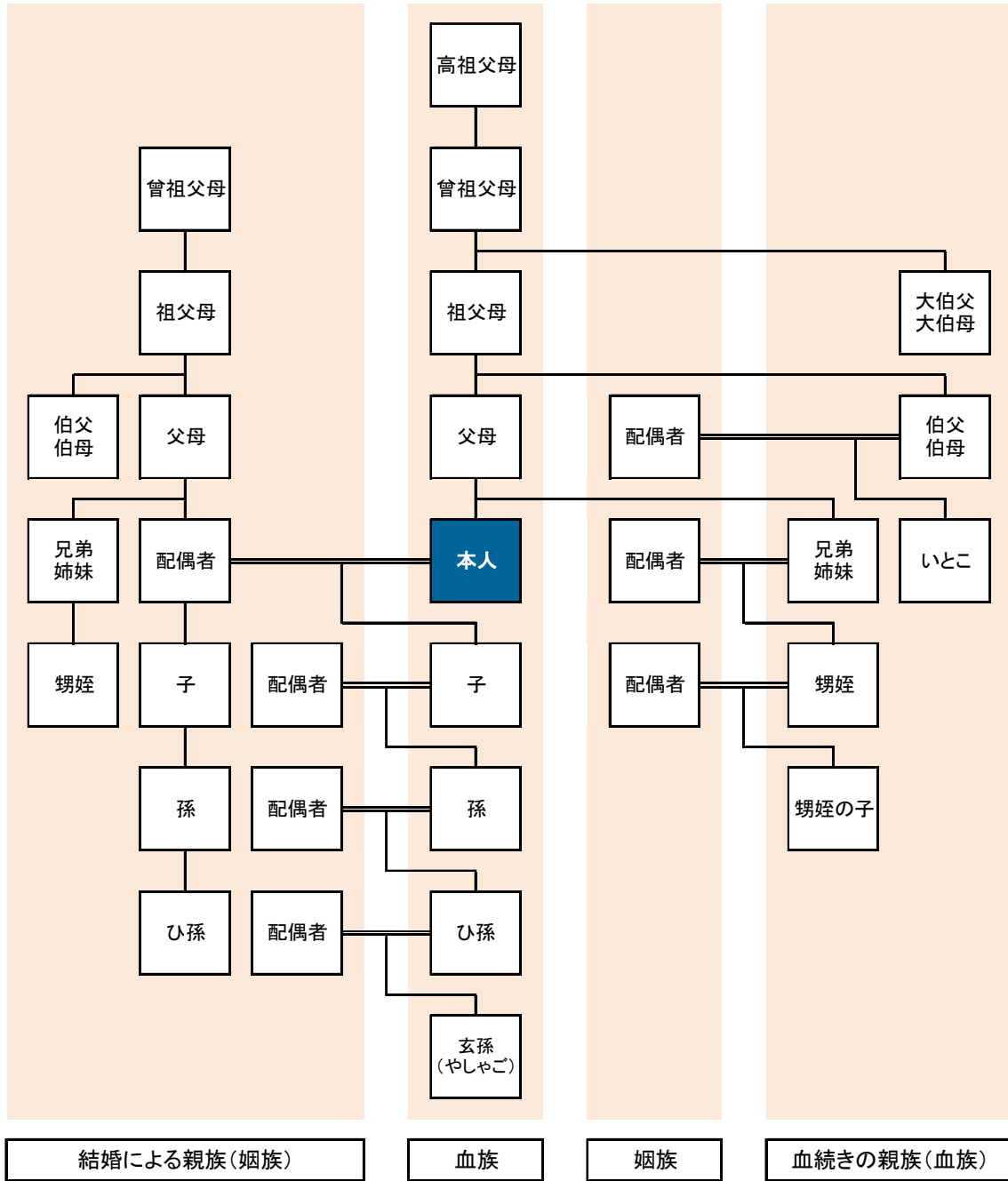
### (3) 法定後見制度の概要

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた「成年後見人」「保佐人」「補助人」（以下「成年後見人等」という。）が、本人の利益を考えながら、契約等の法律行為の実施や本人が行う法律行為に関する同意や取消を行い、本人を保護あるいは支援する制度です。

(図3 法定後見制度の概要)

		後見開始の審判	保佐開始の審判	補助開始の審判
要件	対象者 (判断能力)	精神上の障害により事理弁識する能力を欠く常況にある者	精神上の障害により事理弁識する能力が著しく不十分な者	精神上の障害により事理弁識する能力が不十分な者
開始の 手続き	申立権者	・本人、配偶者、 <b>四親等内の親族</b> <sup>※1</sup> 、検察官等 ・任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約法) ・ <b>市町村長</b> (根拠法:老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)		
	診断書	必要(裁判所が必要と判断した場合には改めて鑑定を行う)		
	本人の同意	不要		必要
名称	本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
	援助者	成年後見人	保佐人	補助人
	監督人	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人
同意権・ 取消権	付与の対象	日常生活に関する行為 <sup>※2</sup> 以外の行為	民法13条第1項各号 <sup>※3</sup> が定める行為	申立の範囲内で家庭裁判所が認める「特定の法律行為」
	付与の手続き	後見開始の審判	保佐開始の審判	補助開始の審判 +同意権付与の審判 +本人の同意
	取消権者	本人と成年後見人	本人と保佐人	本人と補助人
代理権	付与の対象	財産に関するすべての法律行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	
	付与の手続き	後見開始の審判	保佐開始の審判 +代理権付与の審判 +本人の同意	補助開始の審判 +代理権付与の審判 +本人の同意
	本人の同意	不要	必要	
責務	職務	本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務	同意権、取消権、代理権の範囲における本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務	
	身上配慮義務	本人の意思を尊重し心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

※1 四親等内の親族の範囲 (図4)



※「親族」とは、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族を指す(民法第725条)

## ※2 「日常生活に関する行為」の範囲

本人の自己決定の尊重やノーマライゼーションの理念から、成年被後見人についても、日常生活に関する行為にまで本人の行為を制限すべきではないという理由から、日常生活に関する行為については、取り消すことが出来ないとされています。

(表1 日常生活に関する行為の範囲)

「日常生活に関する行為」と想定される行為	「日常生活に関する行為」と想定されない行為
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料の購入</li> <li>・通常の衣料品等購入</li> <li>・医療費、薬品代の支払い</li> <li>・家庭雑貨の購入</li> <li>・電車、バス、タクシー等の料金の支払い</li> <li>・若干の娯楽の支払い 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借財（金額を問わない）</li> <li>・高額な電化製品の購入</li> <li>・カードによる購入</li> <li>・カード会員の加入行為</li> <li>・訪問販売での高額商品の購入</li> <li>・割賦販売での購入</li> <li>・電話勧誘販売での高額商品の購入 等</li> </ul>

## ※3 民法13条1項各号に定める行為

- 1 元本を領収し、又は利用すること  
(例) 借金を返済してもらうこと。
- 2 借財又は保証をすること  
(例) 借金をしたり、連帯保証の契約を結んだりすること。
- 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること  
(例) 家を購入・売却すること。
- 4 訴訟行為をすること  
(例) 訴訟を起こすこと。
- 5 贈与、和解又は仲裁合意をすること  
(例) 贈与契約や和解契約を結ぶこと。
- 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること  
(例) 遺産分割に応じること。
- 7 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること  
(例) 遺言によって財産を受ける権利を放棄すること。
- 8 新築、改築、増築又は大修繕をすること  
(例) 自宅のリフォームをすること。
- 9 民法第602条に定める期間（動産6箇月、建物3年、土地5年、山林10年）を超える賃貸借をすること  
(例) 4年間のアパート賃貸借契約をすること。

#### (4) 任意後見制度の概要

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、前もって代理人（任意後見人）に、自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務についての代理権を与える任意後見契約を結んでおくというものです。

その後、本人の判断能力が低下した際には、任意後見人を監督する「任意後見監督人」（弁護士や法律・福祉の専門職や法人）が家庭裁判所より選任され、任意後見人は本人の意思に基づいた保護や支援が可能となります。

代理人には誰でもなることができ、契約内容も本人の意思に合わせて自由に決めることができます。ただし、この制度は「公正証書」による契約となりますので、契約の効力を生じさせるには、任意後見監督人選任の申立てを家庭裁判所に行き、任意後見監督人が選任される必要があります。また、後見人の欠格事項がある場合（民法第847条各号）などは、任意後見監督人が選任されない為、契約の効果が生じません。さらに任意後見人には、同意権・取消権はありません。

(表2 任意後見契約についての問い合わせ)

機関名	所在地	電話番号
大分公証人合同役場	〒870-0045 大分市城崎町2丁目1-9 城崎MKビル2階	097-535-0888
中津公証人役場	〒871-0031 中津市大字中殿558番地2	0979-25-2695
日田公証人役場	〒877-0025 日田市田島2丁目1-20 第2光ビル201	0973-24-6751

#### (5) 未成年後見制度の概要

未成年者は原則として、親権者が保護を行うこととなります。しかし、親権者が亡くなる等の理由で親権を行う者がいない場合には、家庭裁判所へ申し立てることにより、後見人が選任され未成年者の保護を行うこととなります。未成年後見に関しては、本人の判断能力の有無は関係ありません。

申立てが出来るのは、未成年者の親族、15歳以上の未成年者自身、利害関係人となり、後見人が選任されると、原則として未成年者が満20歳に達するまで、身上監護や財産管理を行い、その活動内容については、裁判所に定期的に報告を行います。

(6) 資格制限について

成年後見制度の適用を受けた人は、次のように、それまで行使していた権利・資格を制限されることがあります。

(表3 資格制限の種類と類型 ※●該当する資格制限)

制限される資格	後見	保佐	補助	任意後見
①印鑑登録の抹消 (自治省印鑑登録証明事務処理要領)	●			資格制限はありません。
②国家公務員/地方公務員 (国家公務員法38条/地方公務員法16条)	●	●		
③校長、教員 (学校教育法9条)	●	●		
④社会福祉法人の役員 (社会福祉法40条1項)	●	●		
⑤特定非営利活動(NPO)法人の理事、監事 (特定非営利活動促進法20条)	●	●		
⑥専門的な資格を有する職業 弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、 税理士、弁理士、医師、歯科医師、建築士、 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士 など	●	●		
⑦免許や登録を必要とする事業 古物営業、警備業、旅行業、薬局など	●	●		

以前は、本人について、選挙権及び被選挙権が制限されていましたが、平成25年6月30日に「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行され、これらの制限がなくなりました。

## 2 成年後見人等の職務

### (1) 成年後見人等の3つの職務

#### ア 身上監護

身上監護とは「被後見人等の生活や、健康、療養などのお世話を行うこと」ですが、あくまでも成年後見人等の職務は、身上監護に関する「法律行為（又はこれに付随する行為）」を行うことであり、介護労働等の事実行為を含むものではありません。

身上監護の主な内容は次のとおりです。

- ア) 医療に関する事項（診療契約・入院契約・医療費の支払等）
- イ) 住居の確保に関する事項（賃貸借契約、賃料の支払等）
- ウ) 施設の入退所及び処遇の監視・異議申立等に関する事項（施設契約、施設費支払等）
- エ) 介護・生活維持に関する事項（介護契約、生活保護申請、利用料の支払等）

成年後見人等は、これらの事項に関して、契約の締結や契約内容の確実な履行の監視、場合によっては契約相手方に対する改善を求めることとなります。また、契約内容に基づいて費用を支払うことも、当然に成年後見人等の職務となります。

さらに、必要な場合には、生活保護の申請や介護保険における要介護認定に対する異議申立てを行うなどの、公法上の行為も成年後見人等の職務となります。

#### イ 財産管理

財産管理とは、被後見人等の財産の適正な管理であり、主な内容は次のとおりです。

- ア) 印鑑や貯金通帳の保管・管理
- イ) 不動産の維持・管理（固定資産税の支払を含む）
- ウ) 保険金や年金などの受領
- エ) 必要な経費（公共料金など）の支出
- オ) 生活資金捻出のための動産及び不動産の処分
- カ) 「遺産分割協議」「遺留分減殺請求」などの法律行為

また、被後見人等は、財産管理能力が十分では無いため、同人が無断で法律行為（売買契約など）を行った場合には、被後見人等にとって不利益な結果をもたらすことが考えられます。したがって、そのような場合、被後見人等の財産を散逸させないように法律行為について取消を行うこととなります。

成年後見人等には、広範な代理権と取消権が与えられますが、被後見人所有の居住用不動産（被後見人が現に居住している不動産、又は将来後見人が帰住する可能性がある不動産）について、売却・賃貸・取り壊し・抵当権設定などを行う場合には、必ず家庭裁判所の事前許可が必要となります。

#### ウ 家庭裁判所への報告

成年後見人等に選任されたら、まず家庭裁判所が指定する期間内（通常は1か月以

内)に被後見人の資産や収入等の調査を行ったうえ、「後見等事務計画書」「財産目録」及び「収支状況報告書」の作成(その内容を証明する資料(預金通帳の写しなど)も添付)を行い、家庭裁判所に報告します。なお、期間内に調査を終えることが難しい場合には、家庭裁判所に「財産目録調製期間の伸長の申立て」を行い、報告期限の延長を求めることが可能です。

また、成年後見人等は、適時に(通常は1年に1回程度)、家庭裁判所へ後見等事務報告書、財産目録等を提出し、家庭裁判所の監督を受けることとなります。

最後に、被後見人等が死亡した場合には、原則として終了時から2か月以内に、家庭裁判所に対し、相続人等に財産を引き継いだ上で後見終了報告を行います。

## (2) 成年後見人等ができない行為

### ア 事実行為

食事や排泄等の介助や清掃、送迎、病院等への付き添いなどの行為をいいます。成年後見人等は契約等の法律行為又はそれに付随する行為を行うものであり、本人に事実行為の必要が生じたときには、介護保険やその他の制度を利用し、ヘルパーなどの専門職にゆだねることになります。

なお、親族が後見人の場合、その後見人が行っている場合がありますが、これはあくまでも親族の立場で行っているものであり、後見人の職務の範囲外であることは変わりありません。

### イ 身元保証人・身元引受人・入院保証人等になること

福祉施設の入所契約書には、身元保証人・身元引受人を連帯保証人としている場合がありますが、成年後見人等は「財産管理」の中で入所費用の支払いをし、「身上監護」の事務を行うことが職務となっており、これらに就任することは範囲に含まれていません。

なお、親族が後見人の場合には、本人の保証人等を引き受けている場合もありますが、これはあくまでも親族の立場として引き受けているのであり、後見人の職務の範囲外であることに変わりはありません。

### ウ 医療行為への同意

医療行為というのは病気や怪我を治療する行為であり、予防接種や歯科治療など比較的簡単なものから、手術や延命措置等広範囲に及びます。これら本人に対する医療行為に関する判断は本人固有のもので、代理権の及ぶものではないとされています。

しかしながら、成年後見制度利用促進法の施行に伴い、検討が進むこととなっていることから、取扱いが変わる可能性があります。



## エ 一身専属的な権利の代理行為

結婚・離婚・養子縁組・離縁等は、本人の身上に大きな影響を与える事項であるため、本人の意思のみによってなされるべきであるとされており、成年後見人等であっても権限として付与されていません。

### (3) 本人の死後の事務について

被後見人等が死亡した場合、後見等は当然に終了し、後見人等は原則その権限を喪失することになります。しかし、実務上被後見人死亡後も一定の事務（いわゆる死後事務）を行うことについて、社会通念上これを拒むことが困難なことがあります。

従前、被後見人の死後事務の範囲について明確でなかったため、平成28年の民法等の一部改正により、①相続財産の保存行為、②被後見人の死体の火葬又は埋葬に関する契約等の締結などについて明文化されました（保佐人及び補助人には、この規定の適用はありません。）。

なお、相続人が存在しない場合または法定相続人がすべての相続放棄を行った場合や、本人の財産や負債を処理する必要がある場合には、元・成年後見人等や債権者等の利害関係人等から、家庭裁判所に対し、相続財産管理人の選任の申立てを行う必要があります。

### (4) 成年後見人等の報酬について

成年後見人等に親族以外の第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士など）が就任した場合（以下「第三者後見人」という。）、通常は成年後見人等の申立てにより、後見業務に対する報酬が発生します。報酬額は家庭裁判所の裁量によります。

### (5) 成年後見人等就任によるメリット

日本成年後見法学会が、後見人等を受任している弁護士、司法書士及び社会福祉士を対象に実施したアンケート調査によると、後見人等が就任したことで本人の生活の立直し等に成果のあった点を次のようにまとめています。

#### 【経済的、物理的、精神的な生活基盤の立直しや不適切な対応の改善】

- ① 給付されるべき保険金、年金等、手続のされていないものを申請し、あるいは等級を適切なものに変更することで、被後見人等の経済的な生活基盤が整えられた。
- ② 被後見人等の経済状況の整理（債務整理を含め）及びそのプロセスを通じて、本人自身の今後の生活立て直しに向けた自覚や意識づけができた。
- ③ 疎遠だった家族・親族との関係の修復が進んだ。
- ④ 後見人等がついたことで、被後見人等の支援者の安心やモチベーション向上がみられ、被後見人等をめぐるチームとしての支援力が高まった。
- ⑤ 適切な介護サービスの導入により、安全や清潔が確保され、生きる意欲の高まり

- がみられるとともに、被後見人等本人の費用負担がより効果的なものとなった。
- ⑥ 後見人等がサービスの履行確認を行ったことで、施設側の不適切な対応が改善された。

**【在宅生活継続、地域生活移行など、本人意思の尊重による希望する生活への移行】**

- ① 後見人等がついたことで近隣住民の理解が進み、独居の認知症高齢者の在宅生活継続が可能となった。
- ② 被後見人等の資産を活用し有料老人ホームへの入居が可能となった。
- ③ 病院での長期にわたる社会的入院から、在宅への復帰が可能となった。
- ④ 在宅から病院・施設への入院入所などの生活の変化の場面で、本人納得のうえで新たな生活を開始することができた。

**【虐待等さまざまな被害からの救済（予防）】**

- ① 介護人の介護放棄、親族からの経済的虐待からの保護・救済ができた。
- ② 消費者被害等第三者からの経済的虐待からの保護、予防ができた。

**【就学・就労・余暇活動の機会等】**

- ① 就労支援（就職、転職）が可能となった。
- ② 特別支援学校、院内学級への入学手続き支援が可能となった。
- ③ 施設や在宅での、趣味等の活動支援や外出機会の確保ができた。

（平成 20 年 3 月 日本成年後見法学会身上監護研究会「平成 19 年度報告書」より抜粋）

## 第2 市町村長申立ての実務

### 1 市町村長申立てについて

#### (1) 市町村長申立ての根拠

##### ア 根拠法令

市町村長は、認知症高齢者（65歳以上）または知的障がい者、精神障がい者について、「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、家庭裁判所に対して後見開始等の審判の申立てを行うことができます。

#### 【市町村長申立てにかかる根拠法令】

##### ○ 老人福祉法

（審判の請求）

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

※ 知的障害者福祉法（第28条）、精神保健又は精神障害者福祉に関する法律（第51条の11の2）においても同様の条文が規定されている。

「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」が申立ての要件となっているのは、行政による個人の生活への過度の介入を防止するためですが、それはあくまでも迅速適切な保護の必要性との調和が図られることが前提です。親族がいても適切な保護がなされていない場合や虐待を受けているような場合には、保護の必要性が強く働くため、市町村長の申立ては、保護を受ける本人に対する行政の責務となります。

#### 【虐待防止にかかる根拠法令】

##### ○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

※ 障害者虐待防止法（第44条）においても同様の条文が規定されている。

## イ 市町村長が申立てを行う例

2親等以内の親族の有無を確認し、無い場合または有る場合であっても申立てをしない場合、市町村長が申立てを行う例とされています。

ただし、この場合でも、3親等内または4親等内の親族に、審判請求をする者の存在が明らかである時は、その者と連絡を取って協議するものとされています。

## (2) 県内における市町村長申立等の状況

本県における市町村長申立件数は、「成年後見関係事件の概況」によると、全国で最下位と非常に少なくなっています。

人口10万人あたりの申立件数で比較してみても、全国平均が5.55件に対し、本県は3.04件と少なくなっています。

(図5：成年後見関係事件の概況／平成29年1月～12月・最高裁判所)

管内	総数	うち市区町村長申立て
東京	5,128	1,142
横浜	2,595	579
さいたま	1,587	376
千葉	1,704	365
水戸	459	77
宇都宮	288	45
前橋	433	53
静岡	1,148	133
甲府	212	53
長野	481	94
新潟	780	111
大阪	2,832	543
京都	1,092	165
神戸	1,759	263
奈良	388	47
大津	492	70
和歌山	257	44
名古屋	1,435	252
津	413	79
岐阜	369	52
福井	220	41
金沢	398	75
富山	366	49

管内	総数	うち市区町村長申立て
広島	769	171
山口	403	96
	876	278
鳥取	243	58
松江	231	65
福岡	1,375	163
佐賀	239	52
長崎	320	35
大分	247	35
熊本	570	141
鹿児島	359	53
宮崎	375	118
那覇	382	78
仙台	394	81
福島	410	155
山形	232	85
盛岡	281	44
秋田	163	23
青森	323	119
札幌	755	112
函館	110	4
旭川	212	34
釧路	264	71
高松	308	78
徳島	237	68
高知	238	43
松山	334	69
総数	35,486	7,037

一方、平成28年11月に地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所を対象に実施した「成年後見制度等に関するニーズ調査」結果では、成年後見制度の利用者数が今後約5倍に増加すると見込まれており、市町村長申立を含む適切な支援が必要となっています。

(表6：成年後見制度等に関するニーズ調査結果)

	調査 対象人数	現在支援を受けている人数			今後の利用見込み		
		計 A	あんしんサ ポート利用 者数	成年後見制 度利用者数	計 A+B+C	利用に至っ ていない人 数 B	申立て等準 備を行って いる人数 C
大分県	36,242	606	402	204	1,075	375	94

(平成28年度 大分県調べ)

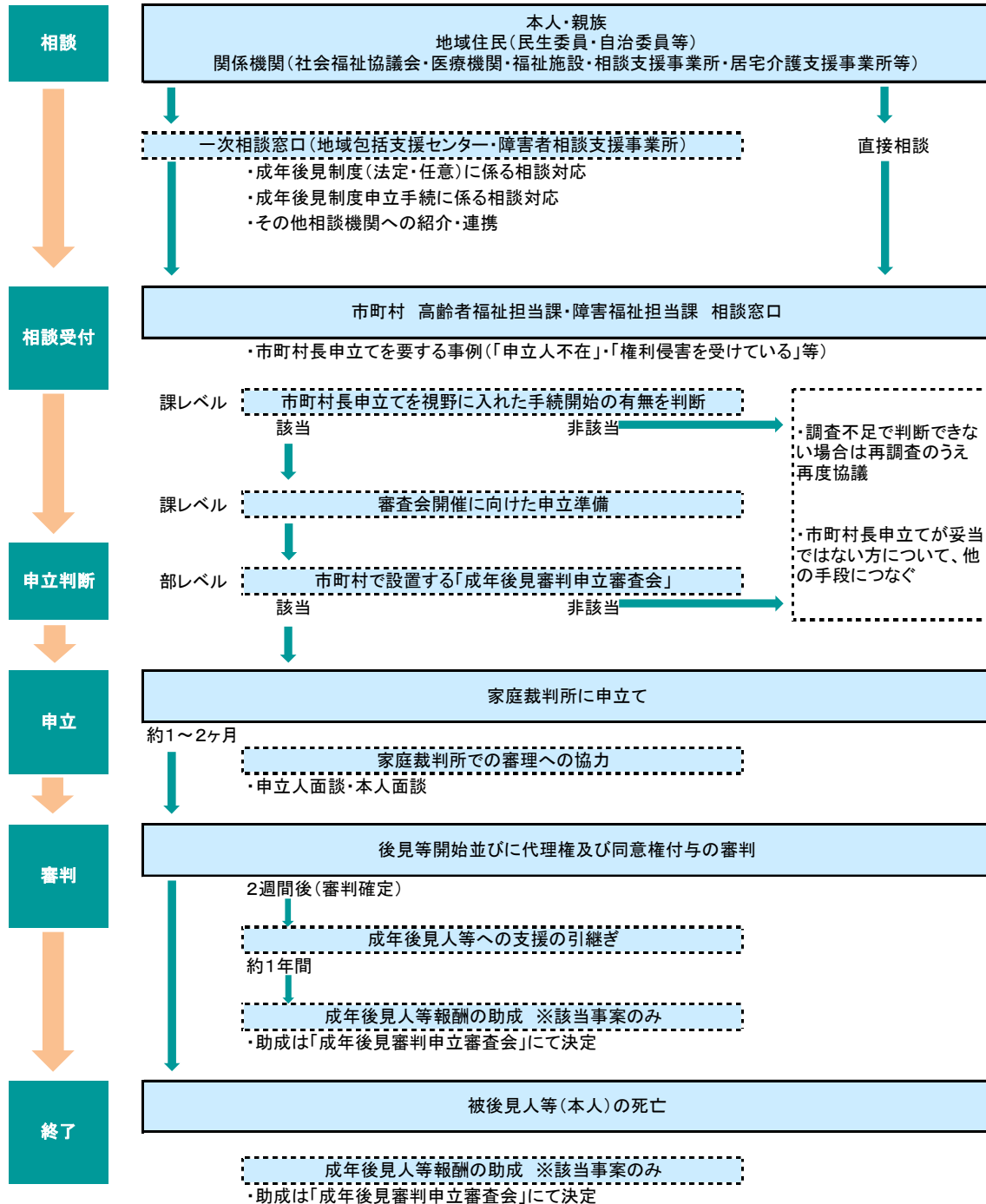
### (3) 整備すべき要綱について

市町村申立てに係る要綱について、本県では未整備の市町村も一部あることから、その整備が急がれます。

また、成年後見制度利用支援事業に係る要綱等は、おおむね整備しているものの、利用対象者を市町村長申立てに限定する等の状況もあることから、本来補助対象となり得る本人申立てや親族申立て等についても補助対象に加えるよう要綱の改正等が必要な状況です。

## 2 市町村長申立検討の手順

### (1) 標準業務フローチャート



## (2) 標準業務フローチャートの説明

### ア 相談及び相談受付

【相談者】 本人・親族・民生委員・医療機関・福祉施設・社会福祉協議会  
・相談支援事業所・居宅介護支援事業所 等

#### 【一次相談窓口】

(地域包括支援センター・障害者相談支援事業所)

- ・成年後見制度（法定・任意）に係る相談
- ・成年後見制度申立手続に係る相談
- ・本人や親族による申立ての支援
- ・医療機関等との連携

直接相談

【相談受付】 市町村高齢者福祉担当課・障害福祉担当課 相談窓口

・市町村長申立を要する事例（「申立人不在」・「権利侵害」等）

#### 【使用するツール】

- ・相談受付票（任意様式）
- ・成年後見制度利用スクリーニング表（参考様式8）

【確認事項】（課内協議を行うための情報収集）

項目	方法	目的
申立ての実施者	聞き取り及び庁内確認	住民票・居所・生活保護の実施者・各措置の実施者・各種保険者等の該当の有無を確認。 なお、年齢のほか各種障害手帳や介護認定の有無等の情報により担当窓口を決定する。
判断能力の程度	スクリーニング表 医学的診断	法定後見申立の対象か、または本人申立は可能か。 本人申立が可能であれば、市町村長申立に優先される。
申立理由	スクリーニング表	申立の主旨の確認。解決すべき課題が後見人等就任により解決が望めるか否か。（手段の妥当性）
緊急度	スクリーニング表	権利侵害の有無、及びその他急迫の事情があるかどうか。 （緊急度）
本人の意向	聞き取り（相談受付票に記載）	後見人等就任にかかる本人や支援親族の同意の有無（トラブル防止及び代理権・同意権付与準備として）
親族状況（申立人）	聞き取り（相談受付票に記載）	支援者や申立人となるべき親族の有無を確認。 親族が存在する場合は親族申立が最優先される。 ただし、緊急度等を勘案すること。
その他（経済状況等）	聞き取り（相談受付票に記載）	報酬や申立費用助成の必要性の確認を行うため、現状把握できる範囲で確認する。

※ 必要に応じて本人及び親族と面談を行う。

※ スクリーニング表は、相談者から聞き取りのうえ、基準と異なる評価は訂正。

※ 支援者から本人の基本情報やケアプランを入手すると準備が円滑。

#### 【根拠法令】

（この段階での実態把握について）

- ・老人福祉法第5条の4第2項、知的障害者福祉法第9条第4項

## イ 課内協議

市町村担当課内にて市町村長申立てを視野に入れた支援の開始をするか否か判断

### [使用するツール]

- ・相談受付票（任意様式）
- ・成年後見制度利用スクリーニング表（参考様式8）
- ・市町村成年後見制度利用支援事業実施要綱（（参考）モデル要綱2）

### [検討事項]

- ・要綱上の要件に該当するか
- ・成年後見申立ての必要度
- ・市町村長申立ての必要度（緊急度・親族状況等）

### [判断できない場合]

- ・情報不足等の場合は、再調査を実施し再検討
- ・担当課は庁内で調整

➡ 審査会にかけると判断

相談者に書類の提出を依頼

- ※ 他課との関連がある事例は連携して手続を進めること
- ※ 親族調査や審査会の結果、市町村長申立の中止があり得ることを想定

### [根拠法令等]

#### (市町村長申立て)

- ・老人福祉法第32条
- ・知的障害者福祉法第28条
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2

#### (施設入所中など現住地と居住地（住所）が異なる場合の申立てについて)

- ・「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号・障精第21号・老計第13号）
- ・支援費制度Q&A集（平成15年1月）

#### (その福祉を図るために特に必要があると認めるとき)

- ・「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び『成年後見制度利用支援事業』に関するQ&Aについて」（平成12年7月3日付け事務連絡）

#### (本人に4親等内の親族がなかったり音信不通の状況にあるなどの事情)

- ・『民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について』の一部改正について」（平成17年7月29日付け障障発第0729001号・障精発第0729001号・老計発第0729001号）



## ウ 申立手続①（本人調査・親族調査）

審査会開催に向けた申立手続を各課担当が行う

約2～3ヶ月（事例により異なる）

### [提出いただく書類]

- ・ 成年後見人等の支援事業利用申込書（市町村の定める様式）※<sup>1</sup>
- ・ 本人の基本情報及びケアプラン等（サービス状況のわかるもの）※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 申立に向けた準備開始が明確になるため申請行為は必要

※<sup>2</sup> 生活歴や病歴・収支状況の情報収集について、誰が協力可能か確認すること

### [基本的な手続き事項]

項目	方法	目的
本人戸籍謄本・住民票	公用請求	本籍地に請求。戸籍附票があれば住民票は不要。発行より3ヶ月以内のもの。
親族調査（親族関係図作成）	公用による戸籍照会	戸籍追跡により2親等内親族の存在の有無及び住所を調べる。2親等内親族が存在しない場合は相続権を持つ3親等まで調査が望ましい。家族関係図にて分かり易く図示すること。
親族同意書	協力依頼文書 同意書	戸籍追跡による調査後、2親等内親族へ配達記録郵便で親族に同意書を発送。 同意は親族が市内在住の場合は面談で行う。
診断書及び鑑定についてのお尋ね作成	主治医へ依頼文書	専門医が望ましいが、長谷川式が10点未満で会話も成立しない状態に有る場合は、かかりつけ医で可。作成3ヶ月以内。 ※精神鑑定は申立後、裁判所より求めがあつてから実施。
財産に関する調査	公用請求 通帳より確認	可能な範囲内で照会等により調査。初めて照会を依頼する場合は依頼先に電話やFAXにて書式や項目を確認すること。 根拠となる資料を添付のこと。
収支状況に関する調査	通帳より確認 支援者へ依頼	医療や福祉サービスの領収書等3ヶ月の平均及び通帳の記帳内容より調査。根拠となる領収書等を添付のこと。
登記されていないことの証明書取得	法務局に公用請求	大分法務局に公用請求。発行3ヶ月以内のもの。 郵送請求の場合は東京法務局。
申立書及び申立事情説明書の作成	保険情報・支援者より情報収集	生活歴・既往歴等は支援者に協力依頼。 申立書は素案として作成し審査会にかける。
代理権又は同意権付与申立書の作成	本人と面談	保佐・補助類型の場合のみ作成。本人の意思確認を支援者を交えて確実に行うこと。
収入印紙・郵便切手の購入	物品購入（時間を要するため注意）	・収入印紙 （後見登記用2,600円）+（後見申立800円 or 保佐・代理権付与申立1,600円 or 補助・代理権付与・同意見付与申立2,400円） ・切手2,910円分 （500円×3枚、100円×5枚、82円×8枚、50円×2枚、20円×2枚、10円×10枚、2円×5枚、1円×4枚）

※本人の意思及び状態確認は、必ず担当者による面談で行うこと。（参考様式9）

※法的に確認が必要な事項は、法律専門職に助言を求めながら進めること。

※印紙代・切手代・申立書類は随時管轄する裁判所に確認をすること。

※申立支援可能な親族を把握した場合は、申立てを親族に引き継ぐこと。

※親族には後見人就任後の協力（医療同意・葬祭）を仰ぐこと。

### [根拠法令]

#### （調査の囑託及び報告の請求について）

- ・ 老人福祉法第36条

## エ 成年後見審判申立審査会

成年後見審判申立審査会を開催

### 〔設置の目的〕

審判の請求の申立ての適否及び申立ての種類並びに要綱（市町村作成）による事業の利用の適否を審査するため、成年後見審判申立審査会を設置する。

### 〔開催の流れ〕

- ① 日程の調整
- ② 資料・シナリオの準備及び起案
- ③ 開催通知及び資料の事前配付 ※資料は審査会後回収
- ④ 審査会の開催

#### （検討事項）

- ・事業利用（市町村長申立て・申立費用の助成）の可否
- ・申立類型（参考様式10）
- ・後見人等候補者（申し出があった場合、利益相反に注意）
- ・後見人等報酬の助成の可否（申立時点での方針決定の必要あり）
- ・「審判前の保全処分」の申立ての可否（あらかじめ財産管理者の選定必要）
- ・その他懸案事項及び付加条件等

- ⑤ 成年後見人等の支援事業利用決定通知書の交付

### 〔根拠法令等〕

#### （後見人等候補者について）

- ・「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号・障精第21号・老計第13号）

#### （申立て類型の判断について）

- ・「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び『成年後見制度利用支援事業』に関するQ&Aについて」（平成12年7月3日付け事務連絡）

## オ 申立手続②（申立書類の作成）

家庭裁判所提出に向けた準備

### [具体的な内容]

- ・ 審査会で指摘された事項について追加調査・交渉
- ・ 本人戸籍・登記証明・診断書の期限を確認し、必要時は再取得
- ・ 申立書及び添付書類を準備並べ替えて決裁（(例) 審査会委員長の決裁）

## カ 申立て

本人の住所地（住民票上ではなく、実際居住している住所）を管轄する家庭裁判所に申立て（郵送可）

約  
1  
ヶ月

### [提出書類]

- ① 収入印紙及び郵便切手
- ② 申立書（保佐・補助は代理・同意権目録も）
- ③ 申立事情説明書・候補者事情説明書・財産目録・収支状況報告書
- ④ 親族同意書
- ⑤ 親族関係図
- ⑥ 本人戸籍謄本及び住民票（戸籍附票）  
※ 後見人等候補者（個人）がいる場合は候補者の住民票も必要
- ⑦ 登記されていないことの証明書
- ⑧ 診断書・鑑定についてのお尋ね
- ⑨ 各種手帳の写し
- ⑩ 財産・収支についての資料
- ⑪ その他必要な書類

※ 管轄する裁判所を確認すること（不明な場合は家庭裁判所に問合せ）

### 家庭裁判所での審理への協力

◎ 申立人、後見人等候補者等への事情聴取（管轄家裁にて）

- ※ 本人が裁判所に出向けない場合は、自宅やサービス事業所での面談を調査官と調整
- ※ 本人面談等の結果必要と判断された場合は専門医による精神鑑定の依頼
- ※ 精神鑑定の結果、類型の変更の場合は申立取下書と申立趣旨変更書を提出
- ※ 本人の居所や事情に変更があった際は、速やかに担当書記官に連絡し、上申書を提出

## キ 審判後手続

後見等開始並びに代理権及び同意権付与の審判

2  
週  
間

### 被後見人等・後見人等・申立人に審判書謄本等の交付

※ 審判確定まで待機できない事情がある場合は、後見人に連絡し確定後速やかに動けるように打合せする（連絡先が不明の場合は家裁に問い合わせる。）。

### 審判の確定

※ 成年後見人（保佐開始の場合は保佐人及び被保佐人，補助開始の場合は補助人及び被補助人）が審判書謄本を受け取り、2週間が経過するまでの期間に即時抗告（不服申立）がなければ、審判が確定

### 後見人等への支援引継ぎ

- ※ 審判確定後、後見人等より連絡の無い場合は申立人より連絡し、必要事項の引継ぎ・支援者との支援検討会議等を設定する
- ※ 申立書類一式は家庭裁判所より後見人等へ交付済み。その他必要書類を準備
- ※ 利用支援事業（報酬の助成）が想定されるケースにおいては、説明を行う

### 申立費用の求償 ※該当事案のみ

[裁判所より送付される書類]

- ・ 登記番号通知書
- ・ 郵券返還書
- ・ 手続費用に関する事務連絡

登記終了を受け、通知文と納付書を作成し後見人に納付を依頼。  
(年度替りは5月末までの納付を依頼)

約1年後  
(裁判所への報告月の前)

[根拠法令等]

(申立費用の求償について)

- ・ 家事事件手続法第28条

## ク 後見人等報酬の助成（※該当事案のみ）

### 利用支援事業の申請

◎申請時期：約1年後または管轄する裁判所の求める報告時期の前

#### [提出いただく書類]

- ・成年後見人等の支援事業利用申込書（市町村作成）
- ・審判書の写しまたは登記事項証明書
- ・その他添付書類（成年被後見人等の生活状況・心身状況・経済状況等）

※ その他添付書類は、報酬付与申立時に家裁に提出する書類とほぼ同様

### 市町村において「成年後見審判申立審査会」を開催

- ① 日程の調整
- ② 資料・シナリオの準備及び起案
- ③ 開催通知及び資料の配付
- ④ 開催（助成の可否及び上限額の決定）

#### [検討事項]

- ・後見人等報酬の助成の可否
- ・助成上限額の決定
- ・その他補助金交付に伴う付加条件等

- ⑤ 成年後見人等の支援事業利用決定通知書の交付（市町村の定める様式）

※ 報酬付与申立時に⑤の写しを添付し、家裁に申立てをしてもらう

## ケ 後見人等の報酬の交付手続

### 補助金の交付申請（成年後見人等の報酬）

#### [提出いただく書類]

- ・成年後見人等の支援補助金交付申請書（市町村の定める様式）
- ・報酬付与の審判書の写し
- ・振込口座の写し

### 補助金の交付（成年後見人等の報酬）

- ・成年後見人等の支援補助金交付決定通知書（市町村の定める様式）交付
- ・審判の金額（上限額以内）を指定口座に振込み

#### [根拠法令等]

##### （利用支援事業について）

- ・「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号（最終改正：平成29年6月28日））

- ・「地域生活支援事業の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号（最終改正：平成 29 年 9 月 7 日））

**(利用支援事業の対象者について)**

- ・「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」（平成 20 年 10 月 24 日付け事務連絡）

**コ 後見終了（被後見人等（本人）の死亡に伴う事務）**

**後見終了に伴う後見人等報酬の助成の申請** ※該当事業のみ

- ※ 手続きは「ク後見人等報酬の助成」～「ケ後見人等の報酬の交付手続」と同様
- ※ 対象期間が変則的になることを踏まえて対応

**[後見人等が行う事務]**

- ・家庭裁判所に後見等事務終了の報告（死亡から 2 ヶ月以内）
- ・後見等終了に伴う報酬付与申立（報告と同時）
- ・後見等終了の登記
- ・相続人の代表や相続財産管理人への財産の引継ぎ

- ※ 火葬又は埋葬などの死後事務は、原則相続人が行うが、民法第 873 条の 2 に従い後見人が家庭裁判所の許可を得て行う場合もある（保佐人及び補助人は不可）。

## 第3 成年後見制度利用支援事業について

### 1 事業の趣旨

介護保険サービス、障がい福祉サービス利用等の観点から、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないことを行った事態に陥らないようにするため、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対し、国や県が一定割合を補助するものです。

公費負担について、高齢者は介護保険法に基づく地域支援事業、障がい者は障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の対象とされています。

成年後見制度利用支援事業は、平成24年4月から障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）による地域生活支援事業において市町村の必須事業に位置づけられました。同事業は地域の実情に応じて、市町村が創意工夫しながら必要な支援を行うことを目的とした事業です。

今後、一層の高齢化の進展、単身高齢者あるいは高齢者のみの世帯の増加、障がい者の地域生活移行の促進等を進めるため、本事業は非常に重要な事業であり、市町村はニーズに合わせて適切な予算確保及び事業の推進を行う必要があります。

### 2 補助対象となる事業

#### (1) 成年後見制度を利用する際の経費

##### ア 申立費用について

申立に必要な費用は以下のとおりです。

項目	費用	備考
申立手数料	(後見開始申立) 800 円 (保佐開始・代理権付与申立) 1,600 円 (補助開始・代理権付与・同意権付与申立) 2,400 円	
郵便切手	2,910 円	500 円 (3 枚) 100 円 (5 枚) 82 円 (8 枚) 50 円 (2 枚) 20 円 (2 枚) 10 円 (10 枚) 2 円 (5 枚) 1 円 (4 枚)
登記手数料	2,600 円	
診断書	3,000 円～10,000 円程度	医療機関により異なる
鑑定料	30,000 円～100,000 円程度	鑑定が必要な場合は、家裁から予納金の請求あり

※ 診断書は直接的な申立費用ではなく、申立書類の作成費です。家庭裁判所は直接的な申立費用は求償の対象と認めていますが、診断書の費用は認めていません。

## イ 成年後見人等に対する報酬について

親族以外の第三者が成年後見人等に就任した場合、成年後見人等は1年に1回程度、家庭裁判所に報酬付与審判の申立てを行い、裁判所がその報酬額を決定します。

しかしながら、被後見人の資力が乏しく、財産から報酬の確保ができない場合等がありますので、その際に成年後見制度利用支援事業（成年後見人等に対する報酬助成）を利用することとなります。

なお、成年後見人等に対する報酬の助成額について、平成15年2月12日付けの全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料において、厚生労働省が参考単価として示した金額は次のとおりです。

（成年後見人等に対する報酬助成の参考単価）

居住種別	報酬助成額（月額・上限）
施設入所者	18,000円
在宅者	28,000円

## （2）成年後見制度利用促進のための広報・啓発活動

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の理解や利用促進に向けた広報・普及活動についても費用対象としています。

### （事業例）

- ・ 地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所等を通じた成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成及び配布
- ・ 高齢者及び障がい者やその家族に対する説明会や研修会の開催
- ・ 高齢者及び障がい者やその家族に対する相談会の開催 等



## 第4 日常生活自立支援事業と成年後見制度について

### 1 日常生活自立支援事業の概要

日常生活自立支援事業（平成 11 年 10 月事業開始）は、認知症や高齢、知的・精神障がい等により判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理等を行う事業です。

#### 【サービス内容】

##### ①福祉サービスの利用援助

福祉サービスを利用するもしくはやめる際の手続きの支援。

##### ②日常的金銭管理サービス

日常的に扱う預貯金の払い戻しや預け入れ、口座の開設・解約の手続きの支援。

##### ③書類等預かりサービス

大切な書類や通帳・印鑑などを社協金庫や金融機関の貸金庫で保管。

#### 【事業の対象者】

① 知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等であり、日常生活を営むのに必要なサービスを利用する為の情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方

② 事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方

※診断や手帳の有無は問いません。

### 2 日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係

日常生活自立支援事業は福祉サービス利用の手続き援助や日常的金銭管理サービスを行う面では成年後見制度と似た要素を持つ事業です。しかし、本人の希望によって支援を行う事業なので、本人の判断能力が低下し、意思が確認できなくなった場合には、支援が実施できなくなります。そういった場合には、日常生活自立支援事業を解約し、成年後見制度につないでいく必要があります。このように、対象者の判断能力の経過の中では、日常生活自立支援事業と成年後見制度は密接なつながりがあるものと考えられます。

大分県内の日常生活自立支援事業利用者の中でも、最初は契約し得る判断能力であっても、年数が経過する中で判断能力が低下し、成年後見へと移行する人が過去 5 年を比べると 2 倍以上に増えており、ここ数年 10～20 名程度の方が成年後見へと移行しています。しかし、利用者の中には、申立ての費用が出せなかったり、頼れる親族がおらず申立てが出来なかったり、成年後見への移行がなかなか進まないといった現状があります。

【大分県での日常生活自立支援事業の実施状況】

① 累計利用契約者・解約者（平成 11 年 10 月～平成 29 年 3 月末まで）

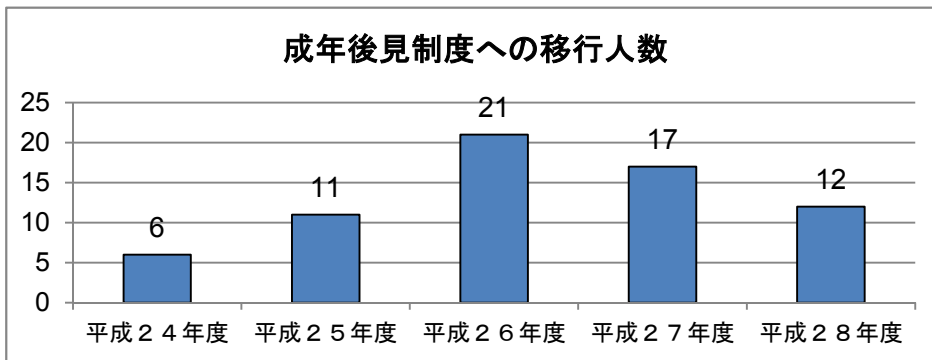
利用契約者	2, 434 人
解約者	1, 708 人

② 利用契約者の推移

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
新規利用契約者	184 人	222 人	188 人	207 人	175 人
解約者数	129 人	142 人	161 人	197 人	198 人
実利用件数	631 人	711 人	738 人	749 人	726 人

③ 利用契約者の内訳（平成 30 年 1 月末）

	利用契約者	割合
認知症高齢者等	364 人	49%
知的障害者等	144 人	19%
精神障害者等	152 人	21%
その他	83 人	11%
合計	743 人	100%



日常生活自立支援事業と成年後見制度 対照表

		日常生活自立支援事業	補助・保佐・成年後見制度(法定後見)
所轄庁		厚生労働省	法務省
法的根拠		社会福祉法、厚生労働省社会・援護局長通知等	民法、政省令、家事事件手続法等
対象者 (認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等)		精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者	精神上の障がいにより事理弁識する能力が 不十分な者＝補助 著しく不十分な者＝保佐 欠く常況にある者＝後見
担い手・ 機関の名称	本人	利用者	本人
	援助機関	基幹的社会福祉協議会等(法人) 法人の履行者として専門員、生活支援員	被補助人・被保佐人・成年被後見人 保護者複数可
	指導監督機関	都道府県・指定都市社会福祉協議会(実施主体)及び運営適正化委員会	補助人・保佐人・成年後見人(自然人として、親族、弁護士、司法書士、社会福祉士等及び法人) 監督人
費用		契約締結までの費用は公費補助 契約後の援助は利用者負担 (生活保護利用者は公費助成)	後見の事務に関する費用、成年後見人、監督人に対する報酬費用等について、本人の財産から支弁することを明確化
手続きのはじまり		社会福祉協議会に申し込む (本人、関係者・機関、家族等)	裁判所に申立(本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等及び市町村長(福祉関係の行政機関は整備法で規定)) ※本人の同意:補助＝必要、保佐・後見＝不要
意思能力の確認・審査や鑑定・診断		「契約締結判定ガイドライン」により確認 あるいは契約締結審査会で審査	医師の鑑定書・診断書を裁判所に提出 (最高裁で鑑定書・診断書作成の手引き作成)
援助の目的・理念		契約により、福祉サービスが適切に利用できるよう、その自己決定を援助	自己決定の尊重と保護の調和
援助(保護)の特徴		生活に必要な不可欠な福祉サービスの利用に関する情報提供、相談と代理	法律行為を行う保護・支援制度(代理、取消、同意)
援助(保護)の種類方針	相談	○ 福祉サービスの情報提供、助言などの相談援助による福祉サービスの利用手続援助	規定なし(法律行為ではないため) ※成年後見制度申立等の相談は家庭裁判所で実施
	法律行為・福祉契約等	○ 日常的金銭管理 ○ 書類等の預かり ○ 社会福祉事業等の在宅福祉サービスの契約代理 ※施設入所手続の代理は援助から除外 ※上記のことを援助の種類とし、情報提供相談、法律行為の一連の援助を権利擁護と地域福祉の視点で援助する。	○ 財産管理等の法律行為 (不動産の処分、遺産分割等法律行為) ・同意見・取消権 補助... 申立ての範囲内で家裁が定める「特定法律行為」 保佐... 民法第13条1項各号所定の行為 ・代理権 補助・保佐... 申立ての範囲内で家裁が定める「特定法律行為」 成年後見... 財産に関する全ての法律行為

参考文献:2008年日常生活自立支援事業推進マニュアル(全国社会福祉協議会)

